脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.64

**国連障害者権利委員会の**

**緊急事態を含む脱施設化に関するガイドライン案への意見**

2022年7月14日

共同提出　　韓国障害フォーラム（KDF）[[1]](#footnote-1)、FootAct[[2]](#footnote-2)、韓国障害者父母ネットワーク（PNPD）[[3]](#footnote-3)、障害者差別反対連帯（SADD）[[4]](#footnote-4)、韓国自立生活センター協議会（KCIL）[[5]](#footnote-5)、韓国脳損傷のある障害者人権連帯（KSHB）[[6]](#footnote-6)

連絡先:

韓国障害フォーラム　事務局長　Hanbyol Choi

**Ｉ.**　背景

　コロナ禍での作業部会の献身的な活動に感謝し、緊急時を含む脱施設化に関するガイドラインを歓迎する。韓国の市民団体は草案を翻訳し、意見を集めた。韓国の障害者団体の以下の2つの懸念事項を参照されたい。

**Ⅱ.**　**脱施設化ガイドラインを韓国に適応させることへの懸念**

**1.**　**実施に関する締約国による報告**

**1) 懸念**

**ａ．**政府の、ガイドラインにそぐわない消極的な政策

　　韓国政府は脱施設化計画を実施するが、そのための独立した法律や制度がない。そのためガイドラインの表面的な採択につながりかねない。

**ｂ．**コロナ危機の後の脱施設化に対する意志の欠如

　このガイドラインは、コロナ危機の最中に世界中で遭遇した経験を反映し、締約国が実際に脱施設化を実施することを強く求めている。しかしコロナ後の韓国政府の障害者政策が依然として施設に基づくものであるため、目的を十分に実現することができない。

**2）提案**

締約国は、障害者の生活と安全に直接かつ重大な影響を与える、ガイドラインの実施状況（例：脱施設化に関する法的・政治的枠組みの確立）を国連CRPD委員会に報告すべきである。さらに、この報告システムにより、国内制度とガイドラインの調和を図ることができる。

|  |
| --- |
| ガイドラインへの修正締約国は、障害者権利条約、一般的意見第5号、脱施設化ガイドラインに基づき、具体的施策（法的枠組みを含む）、時間枠、予算を伴った脱施設化戦略を提出するよう求める。 |

**2.　「選択と自律」に対する慎重なアプローチ**

|  |
| --- |
| ガイドライン関連91. 脱施設化のプロセスは、その人がまだ施設にいる間に始まり、施設を退所する人それぞれにカスタマイズされた移行計画を伴うべきものである。すべての人は、いつでも脱施設化を行い、自らの意思で退所する平等な機会を持つものとする。　(…)93．施設を退所する人は、以下のようにされなければならない。(a)施設を退所する際のあらゆる面において、必要であれば支援を受けながら、意思決定者として尊重される。(b) 地域で生活するために、身体的および精神的に準備するための十分な時間と機会が提供される。締約国は、必要とするすべての人に個別化された計画を保証する。(c) 個別計画のプロセスの中核となり、賠償を受けるべき脱施設者として尊重される。(d) 施設収容の終了について完全な情報開示がなされ、本人の意思と希望が計画に反映される。(e) 施設を出る準備として、経験、強み、社会性、生活技術を身につけ、恐怖心を取り除き、よく生きる、自立するという前向きな経験を積むために、地域への統合を支援する幅の広い経験を提供される。 (f) 住宅の選択肢、仕事と雇用、個別の資金援助、その他適切な生活水準を確保するために必要なあらゆる手段についての情報を受ける。 |

**1）懸念**

**ａ．**政府･施設側･家族による施設収容を擁護する立場

　障害者権利条約と脱施設化ガイドラインでは、障害者が自分の生活への選択と自律の権利を持つことを宣言している。そして、人権侵害である施設収容は、障害者の住居の選択肢にはなり得ないとしている。

　しかし、韓国政府は、入所施設を望ましい住居の選択肢の一つとして認めることで、障害者の脱施設化に対する権利の実現を後退させている。これは、障害者は自律的に意思決定ができず、誰か（入所施設側など）が彼らのために決めるべきだという、障害者の法的能力および自律に関する差別的な認識に基づいている。

したがって、政府だけでなく、一部の障害者（特に学習障害者・精神障害者）の施設や家族も、脱施設化政策は障害者の自律性と選択権を侵害するものだと主張している。また、施設は“地域での自立生活は適さない”障害者のための「良い安全な家」であると主張している。これらの強い反対は、韓国における脱施設化の実現の最大の障害となっている。

**ｂ．**多くの支援を要する障害者の脱施設化計画の不足

　犯罪（横領、身体的・性的暴力）による施設閉鎖の場合でも、多くの支援を要する障害者は家族、施設、時には政府によって施設から出られない。行政が本人の退所意思を「明確に確認」していないから、彼らの脱施設化は人権侵害だとさえ言われる。

　障害者権利条約、一般的意見5、脱施設化に関するガイドライン案は、**すべての**障害者が地域で生活する権利を認め、締約国の関連義務を強調している。しかし、本人の意思を確認したときだけ脱施設化を行うのであれば、"意思不明 "を理由に多くの支援を要する人が施設に取り残されることを懸念している。

**2) 提案**

　時間を区切った脱施設化プロセスで、施設退所時ではなく施設にいるときから“意志”は確認されるべきである。

締約国は、脱施設化を、施設に入所しているすべての障害者にとっての基本原則とすべきである。また、いかなる理由（本人や家族の社会的・経済的事情、障害の種類、必要な支援の範囲など）であっても、施設の維持を求めることは、人権侵害行為とみなされるべきである。

|  |
| --- |
| ガイドラインへの修正91. 脱施設化のプロセスは、その人がまだ施設にいる間に始まり、施設を退所する人それぞれにカスタマイズされた移行計画を伴うべきものである。すべての人は、いつでも脱施設化を行い、**~~自らの意思で~~**退所する平等な機会を持つものとする。(…)93.　施設を退所する人は次のように扱われるべきである。(a)施設を退所する際のあらゆる面において、必要であれば支援を受けながら、意思決定者として尊重される。その過程では、脱施設化を原則とする。**本人が施設にいたいという明確な意思表示をしない限り、家族やその他の関係者が本人を施設に留め置くことを要求することは、重大な人権侵害とみなされるべきである。本人の意思による入所は、締約国による脱施設化計画の期間内に限定すべきである**；(b) 地域で生活するために、身体的および精神的に準備するための十分な時間と機会が提供される。締約国は、**~~要求する~~**すべての人に個別化された計画を保証する。**個別の計画は直ちに始動させ、最大限のリソースで最小限の期間内に達成する必要がある；**(c) 個別計画のプロセスの中核となり、賠償を受けるべき脱施設者として尊重される。(d) 施設収容の終了について完全な情報開示がなされ、本人の意思と希望が計画に反映される。(e) 施設を出る準備として、経験、強み、社会性、生活技術を身につけ、恐怖心を取り除き、よく生きる、自立するという前向きな経験を積むために、地域への統合を支援する幅の広い経験を提供される。(f) 住宅の選択肢、仕事と雇用、個別の資金援助、その他適切な生活水準を確保するために必要なあらゆる手段についての情報を受ける。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（訳　2023年5月： 尾上裕亮、岡本 明、佐藤久夫）

1. KDF(www.thekdf.org)は、16の障害者団体の国内連合組織である。2012年以来、KDFは障害を包摂するSDGsと国連CRPDを含む国際的な障害者の権利擁護のために活動している2020年からはECOSOCの特別協議資格を有している。 [↑](#footnote-ref-1)
2. フットアクト(www.footact.org)は韓国初の脱施設化団体で、2005年から脱施設化のための真実追求、法律制定、研究活動に取り組んでおり、施設-コミュニティ移行モデルを創っている。 [↑](#footnote-ref-2)
3. PNPD(www.bumo.or.kr)は、障害児を持つ親の全国ネットワーク。障害児者とその家族の権利を守り、だれも取り残されない社会を実現するために活動している。 [↑](#footnote-ref-3)
4. [↑](#footnote-ref-4)
5. SADD(www.sadd.or.kr)は障害者の全国団体で、メンバーは障害者の社会への完全参加と機会均等を実現するために直接行動を行っている。

 [↑](#footnote-ref-5)
6. KCIL(www.kcil.or.kr)は、自立生活センターの連合体で、障害を持つすべての人が地域で自立生活をする権利を守る活動をしている。

 KSHB(kshb.or.kr) は脳損傷のある人の団体で、権利向上と支援のために活動している。 [↑](#footnote-ref-6)